

## 鹿沼市おためしの家貸付事業「いちごいち家<sup>え</sup>」実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市への移住希望者に対し、一定期間、実際の生活を体験できる機会を提供することにより、本市への移住・定住を促進するため、鹿沼市おためしの家（以下「おためしの家」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (名称及び位置)

第2条 おためしを家の名称及び位置は、別表1のとおりとする。

### (対象者)

第3条 おためしの家を借受けできる者は、本市に住民登録を行っていない者で、現に本市へ移住を検討している就労意欲を有する20歳以上の者とする。ただし、鹿沼市暴力団排除条例第2条第5号又は第6号に規定する暴力団員又は暴力団員等（同居予定者がこれらに該当する場合も含む。）は、借り受けることができない。

### (申請)

第4条 おためしの家を借り受けようとする移住希望者(以下「借受者」という。)は、原則として、借受けを開始する日の10日前までに、電子メール、郵便、その他の手段を持って鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会事務局（以下事務局）に借り受ける期日等、必要事項を申請し、併せて借受者の本人確認ができる官公署が発行した証書（マイナンバーカード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳等で、有効期限があるものは有効期限内にあるものに限る。）の写しを鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会長（以下会長）に提出しなければならない。

2 借受者は、申請書を提出する前に、あらかじめおためしを家の予約を行うものとする。この場合において、借受者は、当該おためしを家の貸付期間が終了し、又は既存の予約を取り消さない限り、新たな予約を行うことはできない。

3 会長は、貸付けを開始する日の10日前までに申請書の提出がない予約は、取り消すことができる。

### (貸付決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、鹿沼市おためしの家貸付等許可書を借受者に交付する。

2 会長は、前項の規定による貸付決定をする場合において、おためしを家の管理上必要な条件を付すことができる。

- 3 会長は、第1項の規定にかかわらず、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、貸付けをしないことができる。
- (1)おためしの家を設置目的に反するとき。
  - (2)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (3)おためし家及び当該の設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
  - (4)その他おためしを家の管理上支障があるとき。

(貸付期間等)

第6条 貸付期間は、原則として1か月を基本単位とする。

- 2 貸付期間の初日及び末日は、12月29日から1月3日とすることができない。
- 3 貸付期間の初日の入居及び末日の退去の受付時間は原則として、それぞれ午前9時から午後5時までとする。

(貸付料等)

第7条 おためしを家の貸付料(以下「貸付料」という。)は、別表2のとおりとする。

- 2 おためしを家に配備してある消耗品、器具、備品、水道光熱費以外の一切の経費は、借受者の負担とする。
- 3 借受者は、貸付期間中の貸付料の全額を前納しなければならない。
- 4 貸付料の支払いに関する一切の経費は、借受者の負担とする。
- 5 貸付料は1週間単位で精算し、日割計算は行わない。
- 6 第3項により収納した貸付料は、還付しない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- 7 前項ただし書の規定により、貸付料を還付する場合及び還付割合は、次に定めるところによる。
  - (1)天災事変、借受者又は親族の疾病その他借受者の責めに帰すことができない理由により借受けできなくなった場合、既に収納された貸付料から貸付済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100
  - (2)会長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合既に収納された貸付料から貸付済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100
  - (3)その他やむを得ない事由により会長が特に認めた場合その事由により会長が定める割合

(遵守事項)

第8条 借受者は、おためしの家を使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)貸付期間中に別途協議会の定める移住・就労に関する行為を必ず実施すること。
- (2)留守、就寝時に施錠する等の家を善良に管理すること。
- (3)鍵を紛失したときは、速やかに会長にその旨を報告すること。
- (4)火気の取扱いについては十分注意するとともに、設備、備品等を適切に取り扱うこと。
- (5)おためしの家清掃等を適宜行い、適正に管理するとともに、住環境の整備に努めること。
- (6)ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (7)おためしの家に新たに設備又は備品を設置しようとするときは、あらかじめ会長の承諾を得ること。
- (8)おためしの家貸付期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちに鍵を会長に返却すること。
- (9)その他おためし家の貸付けに関し、会長が必要と認める事項

(制限行為)

第9条 借受者は、おためしの家において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (2)増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は敷地内において工作物を設置すること。
- (3)物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (4)事業又は営業を行うこと。
- (5)興行を行うこと。
- (6)展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (7)文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (8)宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (9)周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (10)動物等を飼育すること。
- (11)おためしの家建屋内で喫煙すること。
- (12)その他おためしの家使用にふさわしくない行為をすること。

(貸付決定の取消)

第10条 会長は、借受人が前2条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第5条第1項による許可を取り消すことができる。この場合において、会長は、おためしの家貸付許可取消通知により借受人に通知し、鍵の貸し出しを行わないまたは鍵の返却を求めるものとする。

2 前項の措置によって借受人に損害が生ずることがあっても、会長はその責任を負わない。

(立入り)

第11条 会長は、おためしの家<sup>エ</sup>の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ借受者の承諾を得て、おためしの家内に立ち入ることができる。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

3 会長は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要があるときは、あらかじめ借受者の承諾を得ることなく、おためしの家内に立ち入ることができる。この場合において、会長は、借受者の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借受者に連絡しなければならない。

(明渡し)

第12条 借受者は、貸付期間が終了したときは、直ちにおためしの家を明け渡さなければならない。

(原状回復等)

第13条 借受者は、通常の使用に伴い生じたおためしの家<sup>エ</sup>の損耗を除き、故意又は過失によりおためしの家を破損、汚損又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 借受者は、前項に規定する損害を発生させたときは、直ちに会長に報告し、原状回復の内容及び方法について協議しなければならない。

(事故免責)

第15条 おためしの家<sup>エ</sup>が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該おためしの家内又はおためしの家<sup>エ</sup>の周辺で発生した事故に対して、会長は、その責任を負わない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年1月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

名称	位置	その他
いちごいち家 <sup>エ</sup>	鹿沼市村井町163-1 A101	駐車場1台を含む

別表2(第7条関係)

使用期間	料金
1か月	28,000円